

令和8年 第2回白馬村議会定例会 総務社会委員会審査報告

本定例会において、総務社会委員会に付託された案件は議案4件、陳情1件です。審査の概要と結果を報告します。

議案第39号 財産の取得について

村営北部グラウンドの照明設備をLED化するため、照明器具のリース契約を締結するもの。契約期間は5年間で、期間満了後は照明器具の所有権が無償で白馬村へ移転する、所有権移転ファイナンスリース契約となり、リース総額が700万円を超えるため、地方自治法及び条例の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

質疑・討論はなく採決したところ、議案第39号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第40号 物品の取得について

避難所環境改善事業として、折りたたみ式ベッド1,500台及び乳幼児用段ボールベッド45台を取得するため。取得金額は2,029万5千円、令和7年度国庫補助事業を活用したもので、5月19日に指名競争入札を実施し、翌20日に仮契約を締結したことから、本契約の締結にあたり議会の議決を求めるもの。

【質疑・意見】

問 今回購入するベッドやパーテーションの単価はどの程度を見込んでいるのか。また、かなりの数量になるが、保管場所は確保されているのか。

答 設計時の積算単価では、折りたたみ式ベッドが1台約1万2千円、乳幼児用段ボールベッドが1台約1万5千円、パーテーションテントが1台約1万8千円となっています。また、保管場所については、南部地区は東部ポンプ室、中部地区は多目的研修集会施設、北部地区は新たに整備した防災倉庫を活用し、各地区に分散して保管する予定。

意見 避難所環境改善としてベッドやパーテーションを整備することは大変重要だと思う。しかし、近年は夏場の猛暑や豪雨災害も想定されるため、避難所内の暑さ対策も重要である。避難所環境改善事業の一環として、移動式エアコンなど空調設備の整備についても、今後さらに充実を図っていただきたい。

答 昨年度、移動式エアコンを5台購入しており、南部・中部・北部の各地区へ配置する予定。ただし、すべての避難所をカバーするには十分な台数ではないため、今後も必要に応じて整備を進め、台数の充実を図っていきたいと考えている。

討論はなく採決したところ、議案第40号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第41号 物品の取得について

避難所環境改善事業として、パーティションテント450台を取得するため。取得金額は881万1千円、令和7年度国庫補助事業を活用したもので、5月19日に指名競争入札を実施し、翌20日に仮契約を締結したことから、本契約の締結にあたり議会の議決を求めるもの。

質疑・討論はなく採決したところ、議案第41号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第44号 児童福祉法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について

児童福祉法等の改正に伴い、保育所、家庭的保育事業及び放課後児童クラブ等に関する条例において、児童虐待の定義を引用する条文を明確化し、法令との整合を図るため所要の改正を行うもの。

質疑・討論はなく採決したところ、議案第44号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

陳情第1号 社会福祉法等の一部を改正する法律案の慎重な審議を求める国への意見書提出を求める陳情書

提出者は、信州ケア社会を考える会、代表者、小林純子。受理年月日は令和8年5月20日。

陳情者より趣旨説明がありました。

陳情内容は、現在、国会で審議されようとしている社会福祉法等の一部を改正する法律案に含まれる介護保険法の一部改正案には、人口減少地域を特定地域と定め、介護職員の人員配置基準の緩和、介護生活に不可欠な在宅サービスの保険給付から市町村事業への移行、また、新たなケアマネジメントの創設による利用者負担の検討など、介護保険制度の根幹を揺るがしかねない懸念すべき内容が含まれており、居住地域によるサービスの質や保証に格差が生じ、保険の理念が、なし崩しになる恐れがあるため、少なくとも現在の介護のある暮らしを継続し、誰もが安心して老後を迎えられる社会を維持するために、社会福祉法等の一部を改正する法律案の慎重審議を求める意見書を、衆参両院と国の関係機関に対し提出することを求めているものです。

【質疑・意見】

説明者に対しての質疑として

問 「慎重な審議を求める」という内容は当然のことであり、また陳情では人員配置基準の緩和に反対する理由や代替案が十分に示されていないように思う。さらに、配置基準は国の制度であり地方議会が直接変更できない中で、なぜ意見書の提出を求めるのか。

【答】 人員配置基準の緩和は、人手不足対策として進められているが、少ない職員で同じ業務を担うことになり、職員の負担増や介護サービスの質の低下につながる恐れがある。また、法改正により自治体の負担が増え、地域によってサービス格差が生じる懸念もある。このため、地域に影響する問題として地方議会から国へ意見を伝えてほしいと考えている。

【問】 介護保険は大北地域で広域的に運営されているが、この陳情は白馬村以外の大北地域の自治体議会にも提出されているのか。

【答】 本陳情は「信州ケア社会を考える会」の会員等が各自治体議会へ提出や働きかけを行っている。県内では複数の自治体へ提出されているが、大北地域では現時点で白馬村議会のみへの提出と認識している。

ここで説明者は退出していただき審査に入りました。

【問】 本陳情の内容は、村の福祉行政や条例、予算などどのような関わりがあるのか。また、村としてどのように対応していくことになるのか。

【答】 本陳情は介護保険制度や介護報酬に関する内容である。大北地域の介護保険事業は北アルプス広域連合で運営しているため、今後の対応については広域連合の介護保険計画に沿って進めていくことになる。

【討論】

【反対】 介護保険は大北地域で広域的に運営されているが、本陳情は大北地域では白馬村議会のみ提出されているとのことである。国に意見書を提出するのであれば、関係自治体が広く議論し、意見をそろえた上で行うべきであり、白馬村単独で提出する意義は乏しいと考えるため、不採択としたい。

【賛成】 介護保険制度は国民生活を支える重要な制度であり、将来は誰もが利用する可能性がある。制度改正によってサービスの質や利用者負担に影響が生じるおそれがあることから、今の段階で地方から懸念の声を上げることは意義があると考え、本陳情に賛成する

【継続審査】 本陳情に係る法案は現在国会で審議中であることから、直ちに採択・不採択を判断するのではなく、今後の審議状況も踏まえて引き続き検討するため、継続審査とすることも考えられる。

採決したところ、陳情第1号は、委員長を除く委員少数の賛成により不採択すべきものと決定いたしました。

以上 総務社会委員会の審査等についての委員長報告と致します。